



平成 26 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 三井造船株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中孝雄
(コード：7003、東証第一部)
問合せ先 広報室長 木澤 厚夫
(TEL. 03-3544-3147)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

三井造船株式会社は、平成26年4月25日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と株主還元の実施のため

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式株 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,000 万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.4%) |
| (3) 株式の取得価格の総額 | 40 億円を上限とする |
| (4) 取得期間 | 平成 26 年 4 月 28 日～平成 26 年 9 月 22 日 |
| (5) 取得方法 | 信託方式による市場買付 |

(ご参考) 平成 26 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	827,666,445 株
自己株式数	3,320,731 株

以上